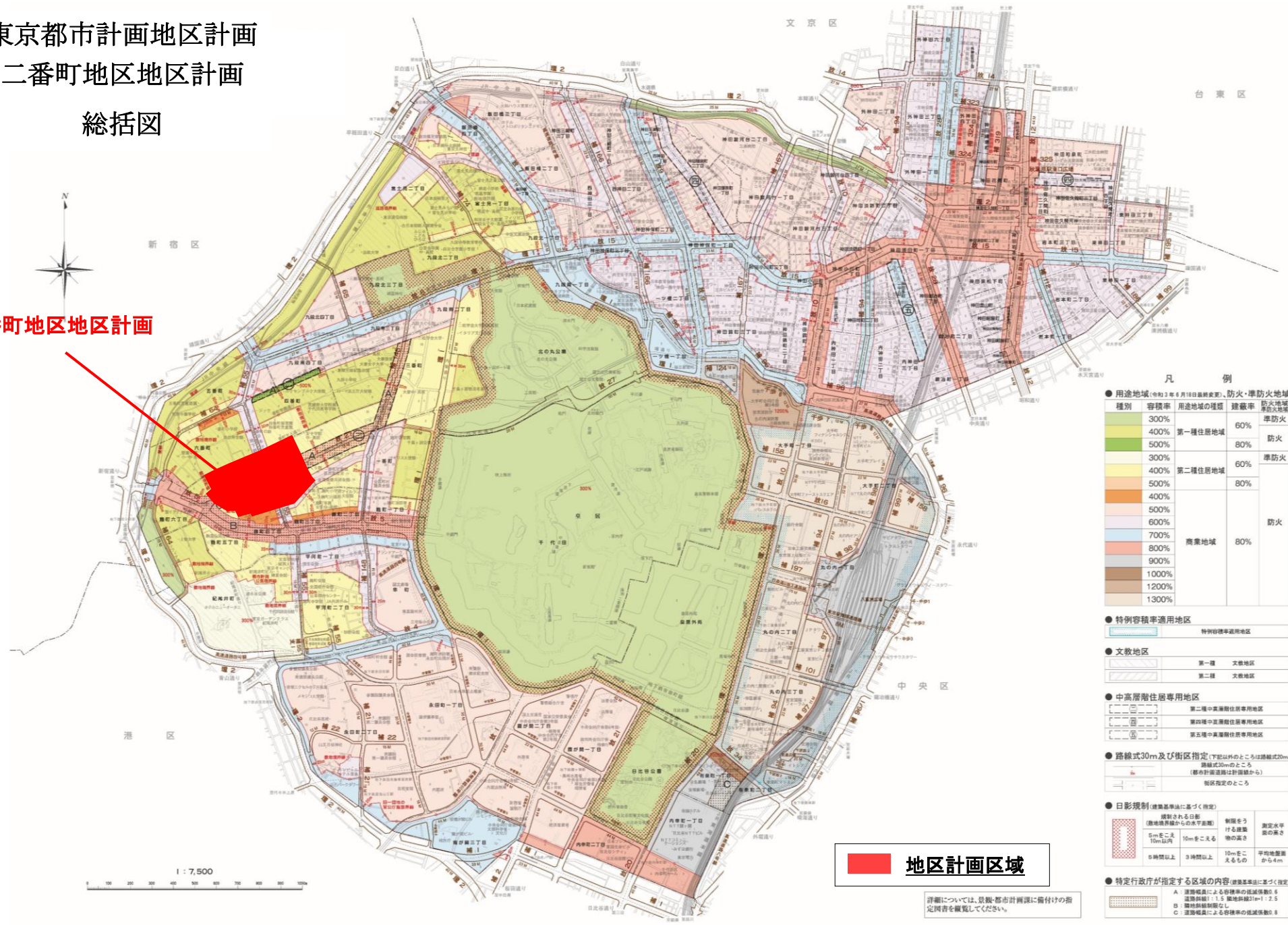


東京都市計画地区計画

二番町地区地区計画

総括図

二番町地区地区計画



東京都市計画地区計画の決定（千代田区決定）
都市計画二番町地区地区計画を次のように変更する。

名 称		二番町地区地区計画
位 置 ※		千代田区二番町地内
面 積 ※		約 12.1ha
地区計画の目標		二番町地区の中層・中高層の落ち着いたたたずまいを活かし、住宅を中心として商業・業務施設が共存する緑に包まれた良好な市街地を形成するために次のような目標を設定する。 ・建築物の高さの最高限度、用途や形態・意匠を制限することで、中層・中高層の落ち着いた街並みと良好な住環境の維持・保全を図る。 ・空地と緑豊かな空間の創出を誘導することにより、ゆとりとうるおいのある住環境を形成する。 ・多様な住宅供給を誘導するとともに、住宅用途の維持及び定住を図ることで、活力ある地域社会を維持・創出する。 ・魅力的な街並みを誘導しつつ、これまで培われたまちの住まい方や商業活動を尊重し、地域の活力を支える商業機能、定住を推進する居住機能を維持・創出する。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区全体では、住宅、商業・業務施設が共存した複合市街地の形成を図る。地区特性に応じて4つの地区に区分し、適正かつ良好な土地利用の推進を図る。 < A地区 > 建築物の高さなど、街並みに配慮し、良好な住環境を積極的に維持・創出する。また、住宅を中心とした中層市街地の形成を図る。 < B地区 > 良好な住環境に配慮しつつ、商業・業務施設と共存・調和した中高層市街地の形成を図る。 < C地区 > 日本テレビ通りを軸として、業務・商業施設や住宅が共存・調和する活気とやすらぎのある中高層市街地の形成を図る。 < D地区 > 大規模敷地の土地利用転換に伴い、地域に不足している街区公園規模の広場の整備に併せて多様な主体が活動・交流する機能を導入することにより地域の活性化を図る。業務・商業・生活支援機能に加え、文化発信交流機能や防災機能など地域に必要な機能の集積とともに地上地下の歩行者動線の確保や駅周辺にふさわしい交通結節機能を備えた駅前の拠点形成を図る。日本テレビ通り沿道では、周辺市街地環境と共存・調和した景観形成を図る。
	公共施設等の整備の方針	< 地区全体 > 既に整備されている道路を基本とし、一定規模以上の敷地の接道部分については、緑の確保や保水性舗装等により、快適で安全な歩行者空間を創出する。 < D地区 > 1. 区域内の安全で快適な歩行者ネットワークの形成のため、歩道状空地、屋内の歩行者通路及び区域内を通り抜ける地区内通路を整備する。 2. 日本テレビ通りと番町文人通りが交わるエリアでは、広場や緑地などで構成された、地域交流を促し、憩いやうるおいをもたらす街区公園規模(約2500㎡)の広場を確保する。 3. 道路の無電柱化を推進するとともに、番町中央通りを拡幅整備し車両動線を双方向化することで周辺住宅市街地への車両の流入を抑制するなど、歩行者の安全性に配慮した道路空間を整備する。 4. 地域の玄関口として、麴町駅を中心に駅とまちが一体となったまちづくりを推進するため、改札口から地上へのバリアフリー動線を確保する駅前プラザ及び交通結節機能を強化する地域交通広場を整備する。 5. 地区東側の住宅市街地に面したエリアでは、D地区と周辺住宅市街地環境の共存・調和を図るため緑地を設ける。

再 開 発 等 促 進 区	建築物等の整備の方針	＜A・B・C地区＞ 1．建築物の高さの制限に加えて建築基準法第 59条の2 第1 項の適用に際しても、建築物の高さの最高限度を適用することにより、建築物の高さが整った良好な街並みの形成を目指す。 2．都心の居住形態に留意した多様な住宅の供給を目指す。 3．街並みに十分配慮した形態・意匠の建築物を誘導する。 4．緑化のルールを定めることにより緑豊かなおいある街並みを創出する。 5．道路の円滑・安全な通行を妨げることのないよう、建築物の敷地に一時駐車スペースの設置に努める。 ＜D地区＞ 1．地域交流を促す広場に面して、地域交流拠点となるエリアマネジメント拠点施設を設置する。広場では地域のまちづくりの担い手となるエリアマネジメント組織等により、地域イベント等の交流活動を行うなど、地域住民、学生、施設利用者、来訪者など地域関係者の交流を促し、コミュニティの醸成とともにまちの魅力の向上を図る。 2．日本テレビ通り沿道の低層部には、まちに活力と彩りを与え地域生活をサポートする商業・業務機能を誘導する。 3．日本テレビ通り沿道は高度利用、住宅市街地側には緑やオープンスペースなどの緩衝空間を設け、周辺住宅市街地と調和するメリハリのある都市空間を創出するため、建築物の高さの最高限度を定める。 4．建物相互の配置、意匠、壁面の位置及び低層部・中層部・高層部のスカイライン等に配慮し、地区周辺と調和した景観形成を図る。				
	位 置	千代田区二番町地内				
	面 積	約 1.5ha				
	土地利用に関する基本方針 ※	1．地下鉄と、バスや自転車などの短距離交通手段等との円滑な乗換えを可能とする交通拠点の整備を図る。 2．安全で快適な歩行者空間を整備し、麴町駅と一体となった歩行者を中心としたまちづくりを行う。 3．駅前かつ大規模敷地にふさわしい都市機能の強化、広場の整備による居住・商業・業務環境のさらなる向上を目指し、土地の合理的な高度利用を図る。 4．文化発信交流機能、交通結節機能、商業・業務・生活支援機能、防災機能を集積させ、駅前拠点として利便性の高い活力ある市街地の形成を図る。 5．駅前拠点形成のための高度利用と周辺住宅地に配慮したメリハリある市街地の形成を図るため、日本テレビ通り沿道でオープンスペース・エリアマネジメント拠点施設・交通結節機能の整備と合わせて高度利用を図るエリアをD－1 地区、住宅市街地に面し住環境に配慮した緑地の整備などを行うエリアをD－2 地区とし、それぞれの特性に応じた用途、形態制限を行う。				
	主要な公共施設の配置及び規模 ※	種類	名 称	幅 員	延 長	面 積
	広場	広場 1 号 (駅前プラザ)	—	—	約 1, 2 5 0 m ²	新設（地上 1 階・地下 1 階・地下 2 階の合計）階段・昇降施設含まない
		広場 2－1 号 (交流広場)	—	—	約 2, 0 0 0 m ²	新設（エリアマネジメント拠点施設を除く、ピロティ下約 3 0 0 m ² 以下を含む）
		広場 2－2 号 (緑地広場)	—	—	約 5 0 0 m ²	新設（広場 2－1 号と合わせて約 2, 5 0 0 m ² 、広場 2－1 号との境界に歩行者通路を設ける）
		広場 3 号 (地域交通広場)	—	—	約 1, 0 0 0 m ²	新設

		その他の 公共空地	歩道状空地 1 号	6 m	約 8 0 m	—	新設		
			歩道状空地 2 号	4 m	約 1 4 0 m	—	新設		
			歩道状空地 3 号	4 m	約 5 0 m	—	新設		
			歩行者通路	4 m	約 5 0 m	—	新設（地下）		
地区整備計画	位 置		千代田区二番町地内						
	面 積		約 12.1ha						
	地区施設の配置及び 規模	種 類	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考		
		広場	広場 4 号（緑地）	—	—	約 1 5 0 m ²	新設（車路部分を除く）		
		その他の 公共空地	地区内通路	5 m	約 1 2 0 m	—	新設		
	建築物等 に関する事項	位 置	A 地区		B 地区	C 地区	D－1 地区		D－2 地区
		面 積	約 2.4ha		約 6.5ha	約 1.7ha	約 1.0ha		約 0.5ha
		建築物等の用途 の制限 ※	1 次の各号の全てに該当する共同住宅の用途に供する建築物で、1 の住戸の床面積が 40 m ² 以上のものの床面積の合計が当該建築物における住宅の用途に供する部分の床面積(共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を除く。)の合計の 3 分の 1 未満となる建築物は建築してはならない。ただし、区長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた建築物についてはこの限りでない。 (1) 当該建築物の階数が 4 以上であるもの。 (2) 1 の住戸の床面積が 30 m ² 以下のものの住戸数が 10 以上であるもの。 (3) 住戸数が 20 以上であるもの。 2 東京都文教地区建築条例（昭和 25 年東京都条例第 88 号）別表 1 に掲げる用途に供する建築物（第 3 号の用途に供する建築物で、その敷地が日本テレビ通りに接し、かつ、沿道の賑わいの創出に資するものであって環境を害しないものは除く。）は建築してはならない。 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 9 項に掲げる店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物は建築してはならない。 4 第 1 項の規定は、地区計画の決定の告示日において現に使用されている建築物の敷地で同項の規定に適合しない建築物（以下「既存建築物」という。）を建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 62 条に基づく建替え決議を経て建て替えをする場合であって、建替え後の総住戸数が既存建築物の総住戸数以下の場合は適用しない。						
		建築物の容積率 の最高限度 ※	—				10 分の 70 ただし、10 分の 0.2 以上をエリアマネジメント拠点施設とするものとし、計画図 2 のとおり地下鉄接続通路(既存)の拡幅整備を行わない場合は 10 分の 1.2 を減じる。		
		建築物の敷地面積 の最低限度	—				500 m ²		

		壁面の位置の制限	1 1,000 m²以上の敷地に建築する建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下この項において「外壁等」という。）の面から道路境界線までの距離を2 m以上とする。 2 2,000 m²以上の敷地に建築する建築物の外壁等の面から隣地境界線までの距離を2 m以上とする。 3 前二項について、区長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた建築物についてはこの限りではない。			建築物の外壁等は、計画図3に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号に該当するものはこの限りでない。 (1) 歩行者の快適性及び安全性を高めるために歩道状空地の上部に設けるひさし (2) 交通結節機能の強化に資する地域交通広場に設ける停留所の上屋	
		建築物等の高さの最高限度	1 建築物の高さ（階段室その他これに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは12mまでは当該建築物の高さに算入しない。以下この項において「建築物の高さ」という。）の最高限度は30 mとする。 2 前項の規定にかかわらず、建築基準法第59条の2第1項の適用を受ける建築物又は1,000 m²以上の建築物の敷地に建築する建築物については、建築物の高さの最高限度は40mとする。 3 前各項の規定は、地区計画の決定の告示日において現に使用されている建築物の敷地で同項の規定に適合していないものについて、現に存する建築物と同等の規模、配置で建築物の敷地として使用される場合、現に存する建築物の高さを高さの最高限度とする。	1 建築物の高さの最高限度は50 mとする。 2 前項の規定にかかわらず、建築基準法第59条の2第1項の適用を受ける建築物については、建築物の高さの最高限度は60 mとする。 3 前各項の規定は、地区計画の決定の告示日において現に使用されている建築物の敷地で同項の規定に適合していないものについて、現に存する建築物と同等の規模、配置で建築物の敷地として使用される場合、現に存する建築物の高さを高さの最高限度とする。	1 建築物の高さの最高限度は60 mとする。	1 建築物の高さの最高限度は80mとする。	1 建築物の高さの最高限度は60mとする。

	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 広告物、看板等で、刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、景観風致を損ねるものは設置してはならない。 2 建築物等の形態及び意匠については、良好な都市環境の形成に資するものとする。 3 壁面の位置の制限の項の第1項に定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域における舗装の仕上げは、保水性等の環境に配慮した仕上げとする。 4 建築物の屋上に設ける目隠し、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもので高さが4mを超えるものは設置してはならない。ただし、区長が土地利用上やむを得ないと認めたものはこの限りではない。	1 広告物、看板等で、刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、景観風致を損ねるものは設置してはならない。 2 建築物等の形態及び意匠については、良好な都市環境の形成に資するものとする。 3 壁面の位置の制限に定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域における舗装の仕上げは、保水性等の環境に配慮した仕上げとする。 4 建築物の屋上に設ける目隠し、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもので高さが4mを超えるものは設置してはならない。ただし、区長が土地利用上やむを得ないと認めたものはこの限りではない。
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面の位置の制限の項の第1項に定められた壁面後退区域においては、門、柵、塀等の交通の妨げになる工作物を設置してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。 (1) 道路境界線に沿って設ける車止め、樹木で歩行者の通行に配慮したもの。 (2) 道路境界線からの距離が1mを超える部分に設ける花壇等の緑化施設。 (3) 電線地中化に伴う変圧器等公益上必要なもの。	壁面の位置の制限に定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域においては、門、柵、塀等の交通を妨げるようなものを設置してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。 (1) 道路境界線に沿って設ける車止め、樹木で歩行者の通行に配慮したもの。 (2) 道路境界線からの距離が1mを超える部分に設ける花壇等の緑化施設。 (3) 電線地中化に伴う変圧器等公益上必要なもの。
	建築物の緑化率の最低限度	500 m²以上の敷地に建築する建築物の緑化率の最低限度は次の各号に掲げる数値のいずれか小さい方とする。ただし、区長が敷地の形態上、土地利用上やむを得ないと認めた建築物については、この限りではない。 (1) 10分の2.5 (2) 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第39号）別表第2及び第4に規定する部分の面積（都市緑地法（昭和48年法律第72号）第40条に基づいて算出したもの。）の敷地面積に対する割合	

（※知事協議事項）

建築物の容積率の最高限度に係る部分については、次の部分を延べ面積に算入しない。

1 建築物の地階でその天井が地盤面（建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとに平均の高さにおける水平面をいう。）からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分のうち、昇降機の昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く部分（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）

2 昇降機の昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分

3 建築基準法第52条第14項第1号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準（平成16年3月4日15都市建市第282号）Ⅱ3（1）の用途に供する部分

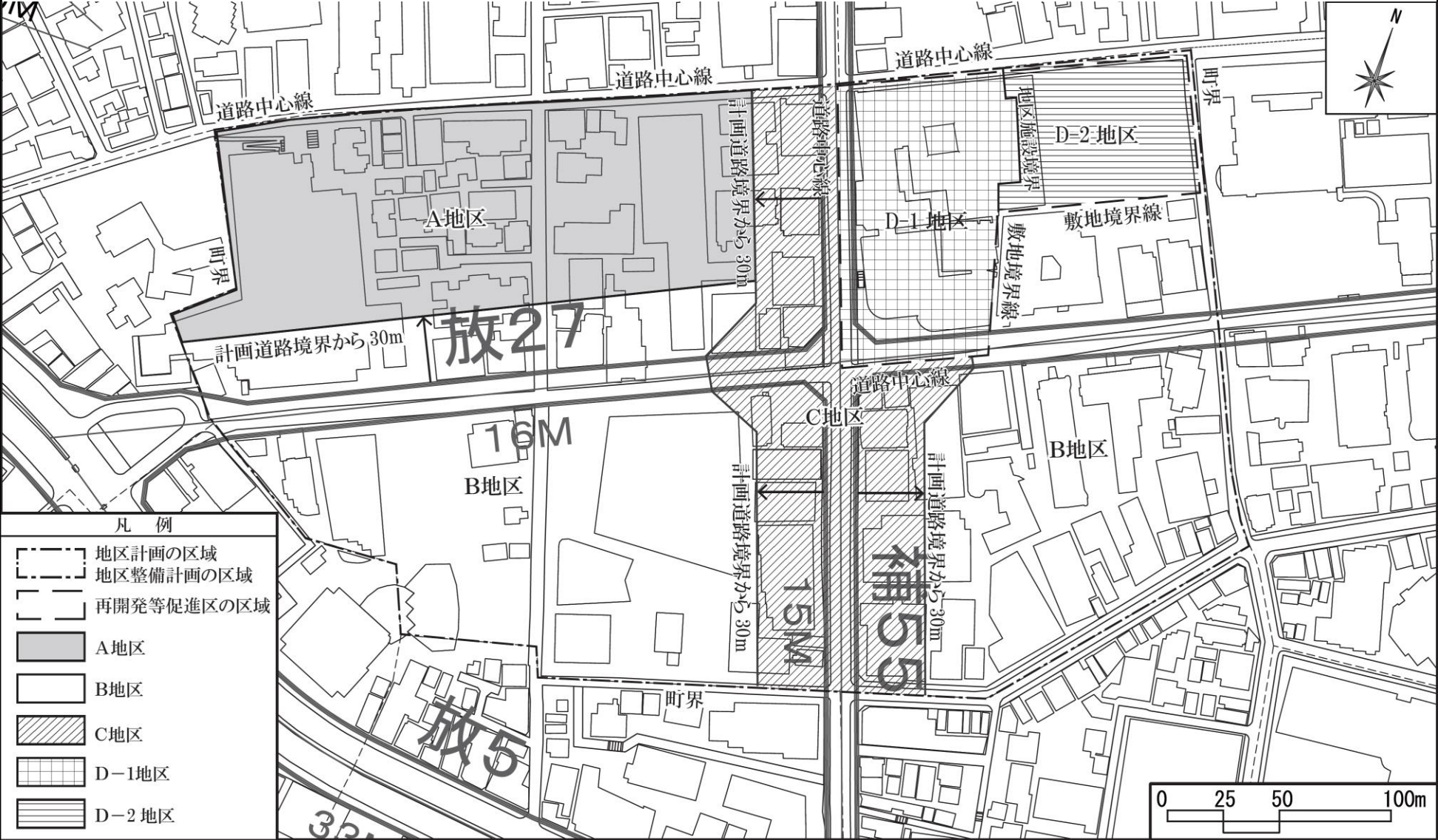
地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、主要な公共施設及び地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示の通り。

理由：二番町地区の中層・中高層の落ち着いたたたずまいを活かし、住宅を中心として商業・業務施設が共存・調和する緑に包まれた良好な市街地を形成するとともに、都市機能の強化や広場の整備による居住・業務環境のさらなる向上を目指し、土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図るため地区計画を変更する。

東京都市計画地区計画

二番町地区地区計画 計画図 1 区域図

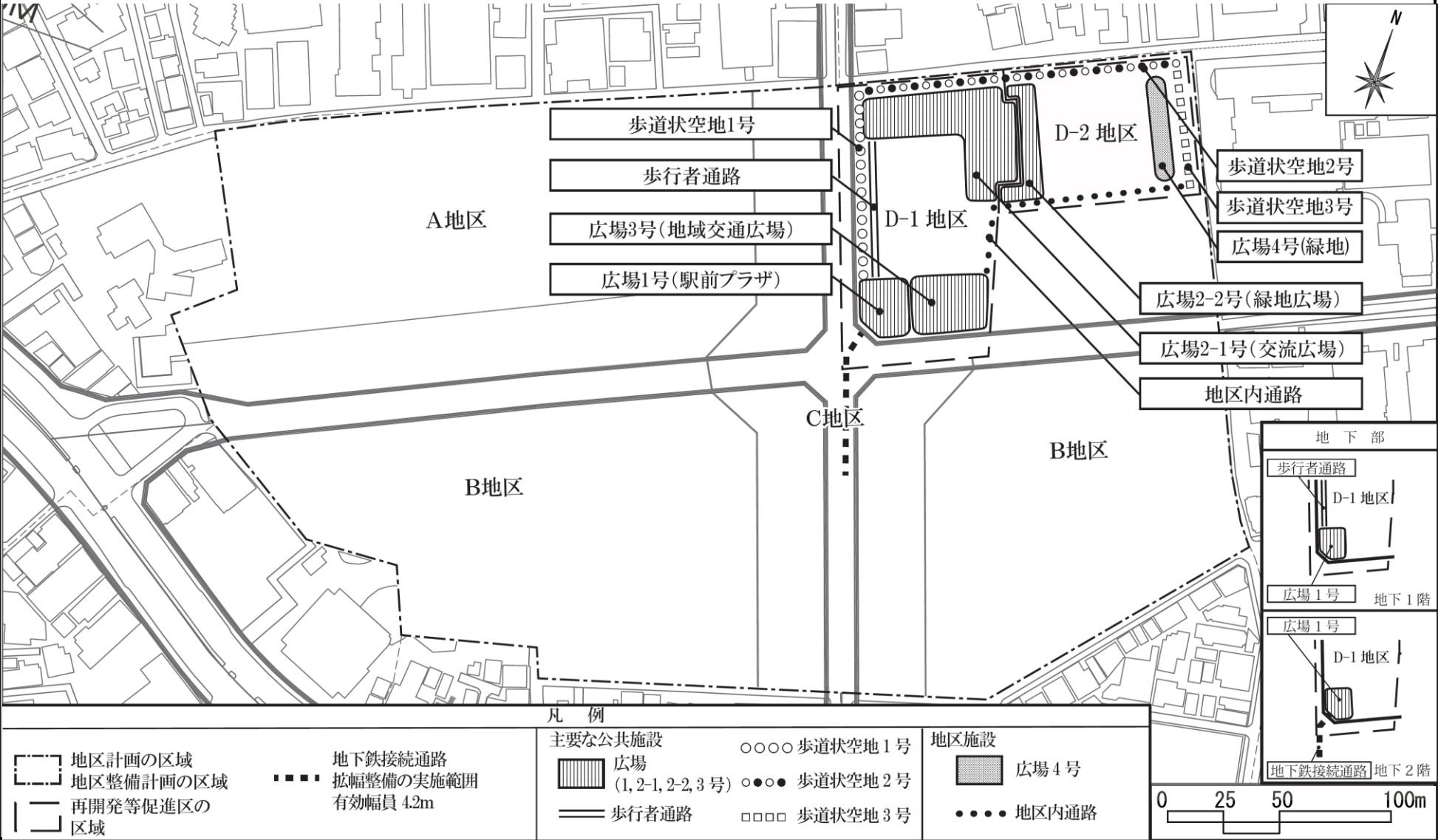
[千代田区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第 05-102 号
(承認番号) 5 都市基交都第 19 号、令和 5 年 6 月 7 日 (承認番号) 5 都市基街都第 101 号、令和 5 年 6 月 14 日

東京都市計画地区計画
二番町地区地区計画 計画図 2 公共施設図

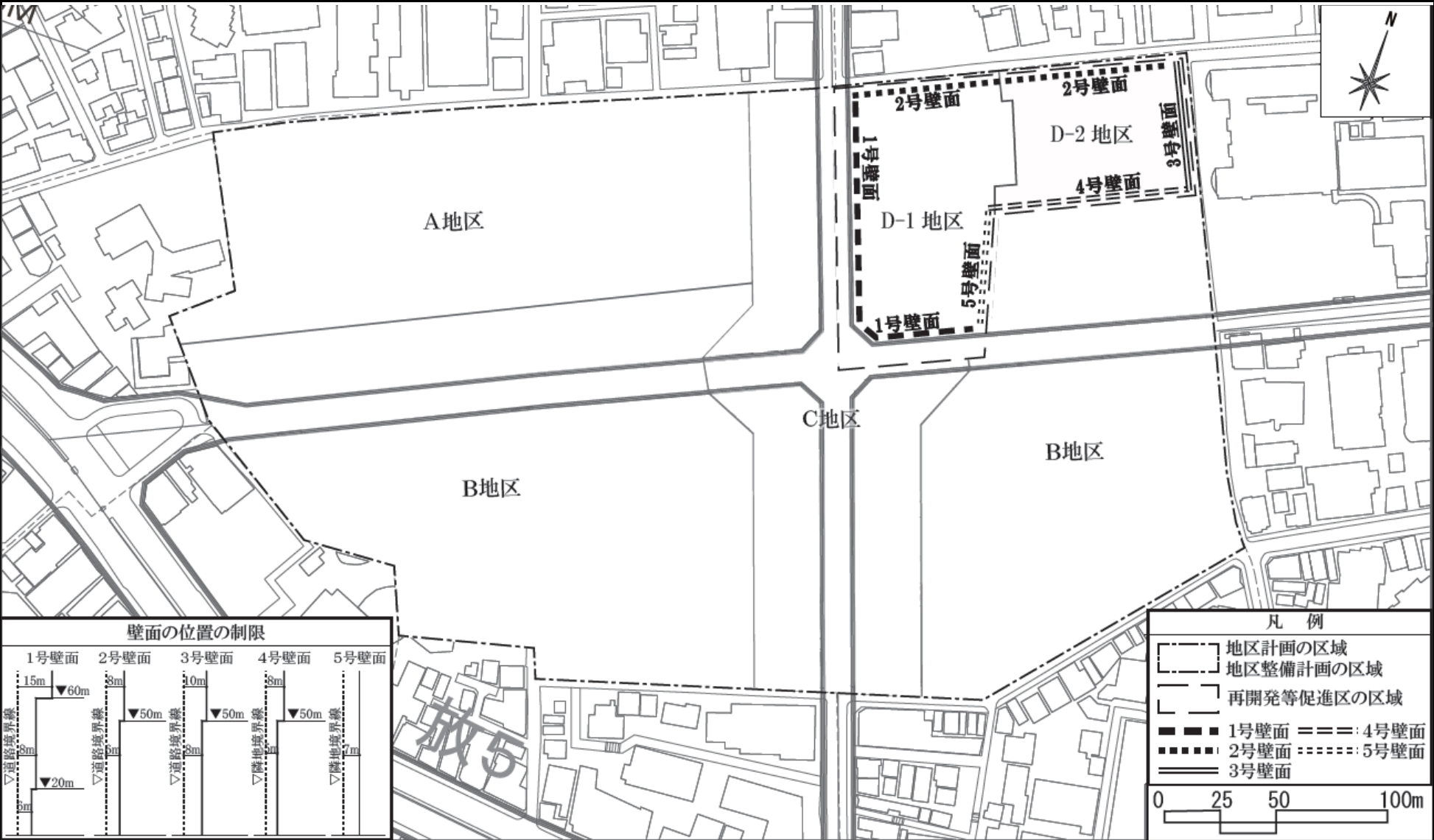
[千代田区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第 05-102 号
(承認番号) 5 都市基交都第 19 号、令和 5 年 6 月 7 日 (承認番号) 5 都市基街都第 101 号、令和 5 年 6 月 14 日

東京都市計画地区計画
二番町地区地区計画 計画図 3 壁面の位置の制限図

[千代田区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第 05-102 号
(承認番号) 5 都市基交都第 19 号、令和 5 年 6 月 7 日 (承認番号) 5 都市基街都第 101 号、令和 5 年 6 月 14 日